

## ポートフォリオのパフォーマンス(%)

騰落率(分配金込)	
年初来	1.22
3カ月	1.22
1年	4.88
2023年	4.64
2022年	1.31
2021年	0.05
2020年	0.30
2019年	1.82
2018年	1.62
2017年	0.83
2016年	0.46
2015年	0.13
2014年	0.10
年平均	
3年	2.39
5年	1.75
設定来	2.46

※騰落率はNAVに基づくもので、販売手数料および税金は含まれません。  
また、騰落率は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。  
※出所: ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

## 米国債券市場コメント

当月、月前半は発表された2月の米消費者物価指数(CPI)が市場予想を上回ったことや堅調な雇用統計の発表などから利下げ織り込みが後退し金利が上昇しました。一方、月後半は米連邦準備制度理事会(FRB)が米連邦公開市場委員会(FOMC)で政策金利を据え置いた他、経済・政策見通しで24年末の米個人消費支出(PCE)物価のコア指数の見通しなどを引き上げたものの、24年内の3回の利下げ見通しは維持したことがハト派と捉えられ、金利は低下に転じました。

## ポートフォリオの目的・特色

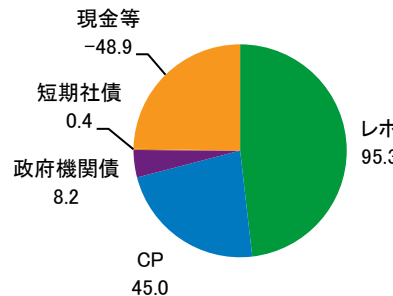
- 短期の市場性を有する有価証券および短期金融商品に分散投資することにより、元本、流動性およびインカムゲインの確保を追求します。
- ポートフォリオの組入証券は、短期の市場性を有する有価証券および短期金融商品(債券、預金証書、ノートおよびその他すべての類似証券を含みます。)により構成されます。

## ポートフォリオデータ

純資産総額:	2,658.5(百万米ドル)*
ポートフォリオ運用開始日:	1990年7月11日
NAV(基準価額):	\$1.00

\*ポートフォリオ全体の純資産総額です。  
※出所: ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

## 資産構成比率(%)



※比率はポートフォリオ全体の純資産総額に対する割合  
※出所: ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

## 過去12ヶ月の利回り推移(%)

24年03月	4.87
24年02月	4.90
24年01月	4.90
23年12月	4.94
23年11月	4.93
23年10月	4.91
23年09月	4.87
23年08月	4.86
23年07月	4.79
23年06月	4.59
23年05月	4.59
23年04月	4.38

※利回りは、月末の数値を年換算し算出したものです。  
※出所: ステート・ストリート銀行(ルクセンブルグ)(受託銀行)

## 平均残存日数

39 (日)

本資料は、当ポートフォリオの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、投資顧問会社であるブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクが信頼できると判断したデータにより作成したものです。その情報の正確性、完全性等について投資顧問会社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在のものあり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の投資顧問会社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料において、1口当りの純資産価格は報酬等を控除した後の価格、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので1口当りの純資産価格は変動します。従って元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容をあらかじめご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。また、投資信託は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。アメリカ合衆国居住者にポートフォリオの募集/販売を行うことは禁止されています。

## 投資信託説明書(交付目論見書)のお問い合わせ、ご請求

日本における販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時点の情報を基に作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○	
BofA証券株式会社	* 金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第186号	○		○	○
あおぞら証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1764号	○			○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			

\*印の販売会社では、新規お申込みを受付けておりません。

本資料は、当ポートフォリオの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、投資顧問会社であるブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクが信頼できると判断したデータにより作成したのですが、その情報の正確性、完全性等について投資顧問会社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の投資顧問会社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料において、1口当りの純資産価格は報酬等を控除した後の価格、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので1口当りの純資産価格は変動します。従って元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容をあらかじめご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。また、投資信託は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。アメリカ合衆国居住者にポートフォリオの募集/販売を行うことは禁止されています。

**<管理会社>ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー**

- ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「BGIS」または「ファンド」といいます。)の管理・運用業務ならびに受益証券の発行および買戻業務を行います。
- ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1990年6月8日に設立されました。
- 資本金は、50万アメリカ合衆国ドル(約7,310万円)で、2023年8月末日現在全額払込済です。  
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2023年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=146.20円)によります。
- 2023年8月末日現在、BGISの5本のポートフォリオを管理しており、BGIS全体の純資産総額は、約28億9,471万米ドルです。

**<オルタナティブ投資ファンド運用会社>ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド**

- ファンドのサブ・ファンドであるスーパー・マネー・マーケット・ファンド(以下「ポートフォリオ」といいます。)の組入証券の管理およびリスク管理等を行います。

**<投資顧問会社>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク**

- ポートフォリオの資産に関する投資運用業務等を行います。

**<保管受託銀行および管理事務代行会社>ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店**

- ファンド資産の保管受託銀行業務、会計帳簿の記帳および受益証券の純資産価格の計算業務を行います。

**<登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社>J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店**

- ファンドの登録および名義書換事務代行会社として受益証券の発行、買戻業務等を行います。支払事務代行会社として支払事務代行業務等を行います。

**<管理業務会社>ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エス・エー・アール・エル**

- 会社関係業務および管理調整業務を行います。

**<総販売会社>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド**

- 受益証券の販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務ならびに販売会社の選任を行います。

**<代行協会員>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社**

- 日本における代行協会員業務を行います。

**<日本における販売会社>**

- 日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務および累積投資業務を行います。取扱いを行う受益証券の種類は、日本における販売会社によって異なります。
- 日本における販売会社については、以下にお問い合わせ下さい。  
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(代行協会員)  
ホームページ: <https://www.sc.mufg.jp/products/trust/index.html> 「外国投資信託運用報告書」

# 投資リスク

## 受益証券1口当たり純資産価格の変動要因

ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格は、ポートフォリオに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けて下落または上昇するため、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者(投資者)に帰属します。投資信託は、預貯金と異なります。

ポートフォリオに対する投資は、ポートフォリオの受益証券の純資産価格の変動、信用リスク、レバレッジ・リスク、金利リスク、為替リスク、かかるポートフォリオの組入対象およびポートフォリオの受益証券の流動性リスク、ならびにその他のリスクを含む、重大なリスクを伴います。

ポートフォリオは、様々な証券に投資します。ポートフォリオが有する主なリスクとしては、以下のものがあります。

### ■受益証券の価格

受益証券の価格および受益証券からの収益は、上昇することも下落することもあります。投資者は、自身にとっての基準通貨以外の通貨で投資する場合、かかる基準通貨に対して上昇することも下落することもある為替変動の影響を受けるということを認識する必要があります。

### ■固定利付の譲渡性のある証券

債務証券は、信用度に関する客観的および主観的判断基準に服します。格付を付与されている債務証券の「格下げ」またはファンダメンタルな分析には基づかない否定的評判および投資家の判断は、特に薄商いの市場において証券の価値および流動性を低下させます。

実勢利率の変動および信用度が、ポートフォリオに影響することになります。一般的に金利が下落すると固定利付証券の価格は上昇し、金利が上昇すると固定利付証券の価格は下落する、という具合に、ポートフォリオの資産価値は、市場の金利変動の影響を受けます。金利変動への反応は、短期証券の価格の方が長期証券に比べ、概して少なくなります。

非投資適格債務は、高いレバレッジ効果を得ることがあり、大きな債務不履行リスクを有しています。更に、非投資適格債務は、高格付の固定利付証券より変動が大きい傾向にあるため、不況という事態は、高格付の固定利付証券より非投資適格債務の価格に、より大きな影響を及ぼすこととなります。

### ■国際投資

国際的な投資は、為替相場の変動、将来の政治的および経済的発展ならびに為替管理またはその他の国家の法律もしくは制限が課される可能性を含む一定のリスクを伴います。各国の証券価格は、その異なる経済、金融、政治および社会的要素により影響を受けます。ポートフォリオは、様々な通貨建ての証券に投資するため、為替相場の変動は、ポートフォリオの組入証券の価値に影響を及ぼします。更に、ポートフォリオの投資は、回収不能な源泉税の対象となることがあります。

### ■短期金融商品

純資産価額の大部分を承認された短期金融商品に投資するファンドは、投資家により通常の預金への投資の代替として考えられることがあります。投資家は、ポートフォリオを保有することで集団投資スキームへの投資に伴うリスク(特に、投資元本額が、ポートフォリオの純資産価格が変動する際に変動することがあるという事実)にさらされることに留意すべきです。

### ■リバース・レポ取引

リバース・レポ取引において、ポートフォリオは、合意した将来の日付に合意した再売買価格で証券を買い戻す約束で、投資商品を取引相手方から購入します。したがって、売主が債務不履行に陥ると、ポートフォリオは、当該取引に関連して保有する原証券およびその他の担保の売却手取金が市場動向により買戻価格を下回る限度において、損失を被るリスクを負います。ポートフォリオは、契約期間が終了するか、取引相手方が証券を買い戻す権利を行使するまで、リバース・レポ取引の対象となる証券を売却することができません。

上記は純資産価格の主な変動要因であり、変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

ポートフォリオの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

投資顧問会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社のポートフォリオ・マネジャーおよびリスク管理部門は、リスクを管理し、ファンドが保有する証券に対する市場動向の影響具合をモニターしています。運用チームは、発行体の全体的な状況をモニターしています。これらの要因の継続的なモニターに基づき、ポートフォリオ・マネジャーは、特定の投資対象のリスク要因がファンドにとって適切であるか否かを積極的に決定します。リスクの水準が容認し難いほどまで上昇していると決定される場合、より適切と考えられる程度までリスク水準を低下させるため、ポートフォリオの再構築を行います。

(注)上記の記載は、2023年8月末日現在のものです。リスクの管理体制は、変更される場合があります。

# 手続・手数料等

## 手続

購入(申込み)単位	<p>①クラスB受益証券          -500米ドル以上1セント単位(初回の最低申込額)または1米ドル以上1セント単位(追加最低申込額)          (注)ファンドの管理会社が随時決定する場合、一定の販売会社を通じての初回の最低申込額は1米ドルとします。</p> <p>②インスティテューショナルI受益証券          -25万米ドル以上1セント単位(初回の最低申込額)または100米ドル以上1セント単位(追加最低申込額)</p>
購入(申込み)価格	各申込みが有効になる評価日のクラスB受益証券またはインスティテューショナルI受益証券の1口当たり純資産価格
購入(申込み)代金	<p>投資者は、ポートフォリオにより申込みが受諾された評価日の翌評価日までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとします。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。</p> <p>申込金額は、累積投資約款に従い、米ドル貨またはその円貨相当額で支払うものとし、円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。</p>
換金(買戻し)単位	0.01口単位または1セント単位
換金(買戻し)価格	受益者からの買戻し請求があった評価日に決定される1口当たり純資産価格
換金(買戻し)代金	累積投資約款に従い、買戻し請求にかかるクラスB受益証券またはインスティテューショナルI受益証券については、受益者からの買戻し請求があった評価日に決定される1口当たり純資産価格によりこれを買戻し、通常、翌評価日に、米ドル貨またはその円貨相当額をもって日本における販売会社を通じて買戻し代金が支払われます。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	日本における販売会社の定める申込みまたは買戻し請求の締切時間までに受領されたものを当日の申込みとします。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
換金(買戻し)の制限	<p>管理会社は、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時点でポートフォリオの発行済みの受益証券口数の10%を超えて買戻す義務を負わないものとします。したがって、買戻しは、買戻し請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができます(ただし、常に上記上限に服します。)。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の1口当たり純資産価格で買戻されます。</p> <p>買戻しに際して、流動性を達成するためにポートフォリオが負担する費用を適切に反映するため、また、ポートフォリオに残る他の受益者が不当に不利とならないことを確保するため、流動性手数料が課されることがあります。また、ポートフォリオに適用される流動性基準を確実に遵守するためのその他の措置がとられることがあります。</p>
購入・換金申込受付の中止および取消し	<p>管理会社は、以下の期間中、受益証券の1口当たり純資産価格の決定および受益証券の発行を停止することができ、かつポートフォリオの受益証券の買戻しを請求する受益者の権利を停止することができます。</p> <p>① ポートフォリオの組入証券の相当部分が当該時取引されている主たる市場または証券取引所が、通常の休日以外に閉鎖されている期間、または取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。</p> <p>② 緊急事態の存在によってポートフォリオにより組入証券の売却ができない期間。</p> <p>③ ポートフォリオの組入証券の価格または市場もしくは証券取引所における時価を決定するため通常使用されている通信手段が故障している期間。</p> <p>④ ポートフォリオの組入証券の売却または支払に関する送金ができない期間。</p> <p>⑤ 管理会社の取締役会が、純資産価格の決定が実行不可能、または、その他ポートフォリオの受益者の最善の利益に反するとみなす期間。</p>

(注)「評価日」とは、ニューヨークの銀行営業日であり、ルクセンブルクの銀行営業日であり、かつ日本の金融商品取引業者の営業日である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日をいい、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除きます。

購入・換金申込受付の中止および取消し	<p>⑥ ポートフォリオの組入証券の重要な部分を形成する投資信託の受益証券または投資証券の価格を決定することが不可能な場合(特に、当該投資信託の純資産価格の決定が停止される場合)。</p> <p>⑦ ファンドまたはポートフォリオの解散決定の場合、当該解散決定について受益者への最初の通知が公告された日以後の期間。 ポートフォリオについては、買戻しを連続して15営業日以上停止することはできません。</p>
信託期間	ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されています。なお、ポートフォリオは、1990年7月11日に運用が開始されました。
繰上償還	管理会社は、①ポートフォリオの純資産総額が連続して30暦日以上の間減少し、5,000万米ドルを下回った場合、もしくは管理会社の取締役会が各受益者に対して30日前に通知を行って決定するそれを上回るもしくは下回る金額を下回った場合、または②ポートフォリオに影響を及ぼす経済的もしくは政治的状況の変化を理由として管理会社の取締役会が適切であるとみなす場合、ポートフォリオの資産を換金し、また影響あるクラスの受益証券を払い戻す場合には当該受益証券のすべての保有者に対して、30日の事前通知を発送することにより、ポートフォリオを償還することができます。
計算期間	毎年2月1日から翌年1月31日まで
収益分配	<p>ポートフォリオの純利益(即ち、経過利息から発生済費用を差し引いたもの)は、受益証券1口当たり純資産価格の日々の決定直前までに登録済の受益者に対し、当該日時点で発行済のすべての受益証券につき、各評価日に分配金として宣言されます。</p> <p>各月の最終評価日の直前営業日までに(同日を含みます。)クラスB受益証券およびインスティテューショナルI受益証券に関して宣言される分配金は、当該月の最終評価日に(当該日に分配金が宣言される前に)直前の評価日の受益証券1口当たり純資産価格で端数を含む同じタイプの受益証券に自動的に再投資されます。</p> <p>クラスB受益証券またはインスティテューショナルI受益証券につき宣言されたものの同じタイプの追加受益証券にまだ再投資されていない分配金から得た純利益は、各々のクラスの受益証券への分配に利用可能である純利益に含まれ、分配日に発行済みである各当該クラスの受益証券の口数に基づき、各々のクラスの受益証券に按分して分配されます。</p> <p>管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格を1米ドルに維持するため、最善の努力を払います。受益証券1口当たり純資産価格を1米ドルに維持するために必要な範囲で、管理会社は、一時的に日々の分配金を削減もしくは停止し、もしくは満期前に予定外の証券の売却を実行し、またはかかる目的のために適切とみなされるその他の行為を行うことがあります。ただし、ポートフォリオは、ポートフォリオの流動性を保証する、または受益証券1口当たり純資産価格を安定させるために外部の支援に依拠することはできません。</p>
信託金の限度額	信託金の限度額については特に定めがなく、随時受益証券を発行することができます。
運用報告書	管理会社は、ポートフォリオの資産について、ポートフォリオの計算期間終了(毎年1月31日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項について記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は、代行協会員のホームページに掲載されますが、受益者から交付請求があった場合には、交付されます。
課税関係	税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	<p>受益証券の購入申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。</p> <p>管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限られないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限または妨げることを許可されています。詳細は請求目論見書をご参照ください。</p>

## 手数料等

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料(申込手数料)	申込手数料は徴収されません。
買戻し手数料	買戻し手数料は徴収されません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### ポートフォリオの運用管理費用(管理報酬等)

(年間管理報酬)	<p>①クラスB受益証券  <b>0.3333%</b>(上限)(毎月払い)            クラスB受益証券に帰属するポートフォリオの純資産価額から毎日生じます。</p> <p>②インスティテューショナルI受益証券  <b>0.45%</b>(上限)(毎月払い)            インスティテューショナルI受益証券に帰属するポートフォリオの純資産価額から毎日生じます。</p> <p>年間管理報酬は、約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。</p>
(年間販売報酬)	<p>①クラスB受益証券  <b>0.1667%</b>(上限)(毎四半期払い)            クラスB受益証券に帰属するポートフォリオの純資産価額から毎日生じます。</p> <p>②インスティテューショナルI受益証券            投資者が負担する販売報酬はありません。</p> <p>年間販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われます。</p>
(その他の費用・手数料)	<p>保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手数料については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方法または上限額等も表示することができません。</p> <p>ファンドの運営に関するすべての費用(税金、法務および監査費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)を含みます。)はファンドにより支払われます。特定のポートフォリオに帰属しない経費および費用は、ポートフォリオに等分に配分されますが、通常、比率で示したポートフォリオの純資産価額をベースに比例的に按分されます。ファンドの一般的な管理費用は、各ポートフォリオの受益証券の各クラスに、当該ポートフォリオの全クラスの発行済み受益証券の総口数ベースで配分されます。</p> <p>ポートフォリオは、ルクセンブルグの年次税、所有する有価証券等の取引関連手数料その他の費用を負担します。</p> <p>その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>なお、買戻しに際して、流動性を達成するためにポートフォリオが負担する費用を適切に反映するため、また、ポートフォリオに残る他の受益者が不当に不利とならないことを確保するため、流動性手数料が課されることがあります。流動性手数料は、流動性が一定水準を超えて低下した場合に必要に応じてオルタナティブ投資ファンド運用会社の決定により課されるものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>

※手数料および費用等の合計額については、ポートフォリオの保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご参照下さい。